官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一九）　一
〔法規的告示〕
○作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件（農林水産一八四七）　三
〔その他告示〕
○道路に関する件（東北地方整備局九一～九四）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二四五～二四七）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局六五）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一〇四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一三二、一三三）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　九
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五一
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○厚生労働省令第百十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）	**別表第二**（二）　出張所（第百十八条関係）
名称 / 位置	名称 / 位置
（略） / （略）	（略） / （略）
小樽検疫所網走出張所 / 網走市新町	小樽検疫所網走出張所 / 網走市港町
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この省令は、令和八年一月十六日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千八百四十七号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第二項及び第七条第五項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の範囲）	（調査の範囲）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２　規則第六条第二項の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。	２　規則第六条第二項の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。
一　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十七条第一項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和七年四月十一日閣議決定）において生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定された作物の種類又は同項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和二年三月三十一日閣議決定）において生産努力目標が定められた作物の種類（野菜について生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定されている場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条に規定する種類に限り、果樹について生産量、作付面積等のＫＰＩ（重要業績評価指標）が設定されている場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令第百四十五号）第二条に規定する種類に限る。）であること。	一　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十七条第一項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画において生産努力目標が定められた作物の種類（野菜について生産努力目標が定められている場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条に規定する種類に限り、果樹について生産努力目標が定められている場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和三十六年政令第百四十五号）第二条に規定する種類に限る。）であること。
二　（略）	二　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

別記様式第24号

統計法に基づく基幹統計
作物統計

水稲（予想）収穫量調査
水稲作況標本（基準）筆調査票

秘
農林水産省



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全に期します。

調査者番号	①		②		③	

年産 西暦	都道府県	管理番号	作柄表示地帯	作況階層	標本単位区	筆通し番号

市町村（筆所在地）	農林業センサスにおける基本指標番号				緯度		経度		標高
	旧市町村	農業集落	調査区	経営体	度	分	度	分	m

筆種類		地方設定コード								継続年数
標本筆	基準筆	A	B	C	D	E	F	G	H	
①	②									

1　観察・聞き取り事項

品種			作期				栽植様式				農家の刈取り方法				自脱型コンバイン刈取り条数	筆の作付面積	刈逃し筆			選別に使用している目幅ふるい
（品種名）	うるち	もち	早期	普通	一期作	二期作	機械植え	手植え	ばら植え	直まき	コンバイン 普通型	コンバイン 自脱型	バインダー	手刈り		a	通常	刈逃し	収穫皆無	
（コード）	①	②	①	②	③	④	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④			⓪	①	②	

MEMO

別記様式第二十四号を次のように改める。

筆通し番号

２　栽植密度

畝幅・株間測定		畝幅 (1)	けい間の長さ cm	株間 (2)	株間の長さ cm	1㎡当たり株数(けい長) 株(cm)	刈取り株数 株
	Ⅰ					*2	
	Ⅱ					*2	
	Ⅲ					*2	
	合計	(3)		(4)			
	平均	(5)*1*2		(6)*1*2			
	(7) 1㎡当たり株数 10000/(5)×(6) *2			1㎡当たりけい長 10000/(5) *2 cm		1㎡当たり換算率 (0.01)	1㎡当たりけい長 60cm

(5)*1 = (3) / （(1) － 1）×調査箇所数　　(6)*1 = (4) / （(2) － 1）×調査箇所数

*2小数点第１位まで記入すること

３　調査圃場の状況

調査けいの選定	標本単位区内水稲作付筆数	調査箇所の略図
全けい数　n ＝　　けい	筆	
第１調査けい　　けい		
第２調査けい　　けい		
第３調査けい　　けい		
生育、登熟の特徴及びほ場の状況		

筆通し番号

4　穂数・もみ数調査

調箇所	調査株号	□月□日調査 全穂数(本)	無穂数(本)	有穂数(本)	全もみ数 最高穂(粒)	全もみ数 下・2(粒)	□月□日調査 全穂数(本)	無穂数(本)	有穂数(本)	全もみ数 最高穂(粒)	全もみ数 下・2(粒)	□月□日調査 不稔もみ 最高位(粒)	不稔もみ 下・2(粒)	調査株号
Ⅰ	1													1
	2													2
	3													3
	4													4
	5													5
	6													6
	7													7
	8													8
	9													9
	10													10
	小計													小計
Ⅱ	1													1
	2													2
	3													3
	4													4
	5													5
	6													6
	7													7
	8													8
	9													9
	10													10
	小計													小計
Ⅲ	1													1
	2													2
	3													3
	4													4
	5													5
	6													6
	7													7
	8													8
	9													9
	10													10
	小計													小計
合計		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			合計
平均(M)		(13)	(14)	(15)	(16)* (11)+(12)/20		(13)	(14)	(15)	(16)* (11)+(12)/20				平均(M)
1㎡当たり(M)×(7) ただし (19)=(16)×(18)		(17)		(18)	(19) 100粒		(17)		(18)	(19) 100粒				

*小数点第１位まで記入すること

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

筆通し番号

５　刈取り調査

刈取り日	月	日

刈取り方法			調製方法		
3㎡当たり整数株刈り	①		総合選別機	①	
3㎡刈り	②		段ぶるい	②	

刈取時の倒伏程度		
	全倒伏 ①	
	半倒伏 ③	
	倒伏無し ⑤	

刈取り試料		全量		縮分重量	
	未調製乾燥もみ重		g		g
	粗玄米重				
	玄米重			10a当たり換算率 (7)×1000 / 刈取り株数計	
	1.70㎜ふるい下米重				
	玄米水分	*	%		

玄米千粒重測定			
	重量	*	g
	粒数		粒

再選別歩合	
*	%

等級		
	３等以上 ①	
	規格外 ②	

段別重量測定 *	総量	2.20㎜以上	2.10㎜	2.00㎜	1.95㎜	1.90㎜
	g	g	g	g	g	g

1.85㎜	1.80㎜以上	1.75㎜	1.70㎜	底
g	g	g	g	g

再選別後

段別重量測定 *	総量	2.20㎜以上	2.10㎜	2.00㎜	1.95㎜	1.90㎜
	g	g	g	g	g	g

1.85㎜	1.80㎜以上	1.75㎜	1.70㎜	底
g	g	g	g	g

*小数点第１位まで記入すること

その他告示

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻長根前一三番六から北上市相去町平林一四番一八まで	前	二五・六メートル～五七・七メートル　三・四キロメートル
	後	二五・六メートル～六三・〇メートル　三・四一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番八から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番七から同村大衡字柧木一四五番三七まで	前	一七・七メートル～一六二・三一メートル　〇・三七一キロメートル
	後	三四・二四メートル～一六二・三一メートル　〇・三七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番八から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富士吉田市上吉田六丁目七五番一地先から同市上吉田東三丁目一一〇五番一まで	前	九・〇メートル～四〇・九一メートル　〇・七六〇キロメートル
	後	一七・五メートル～四一・〇メートル　〇・七六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
松本市渚一丁目三〇五番四から同市白板二丁目三〇八番三〇まで	前	三一・六メートル～四〇・四三メートル　〇・〇二三キロメートル
	後	三一・六メートル～四九・〇メートル　〇・〇二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市渚一丁目二九三番六地先から同市渚一丁目三〇五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○北陸地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日

北陸地方整備局長　髙松　論

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年北陸地方整備局告示第四十二号輪島都市計画道路事業三・五・六号河井町横地線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県木曽郡木祖村大字藪原九五番四から同郡木祖村大字藪原一六〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日十時

○九州地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	B A　七・五〇～一一・〇〇（メートル）　七・二五〇（キロメートル）
	後	B　一五・〇〇～一三七・〇〇　七・五二〇 A　七・五〇～一一〇・〇〇　七・二五〇 B　一五・〇〇～一三七・〇〇　七・五二〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿屋市白水町一九八六番四から同市古里町五八一番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月六日

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
茅野市宮川字素麺畑四四五三番一地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十二月六日

(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門三丁目八〇番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十二月六日

(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

北海道開発局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　株式会社ＮＴＴドコモ　東北支社ネットワーク部長　松浦　　聖

住所　札幌市中央区北１条西14丁目６

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年９月25日から本協定の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿２－３－２

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年９月26日から本協定の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンク株式会社　北海道ネットワーク技術部長　吉田　安範

住所　札幌市北区北９条西２丁目４番地１

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年10月14日から本協定の存続する日まで

公　告

諸　事　項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

更生計画認可

令和７年（ミ）第１号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階

更生会社　株式会社ケンショウ

１　決定年月日　令和７年11月14日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

【凡例】

更生会社：更生会社株式会社ケンショウ

本更生手続：更生会社に対する更生手続（大阪地方裁判所令和７年（ミ）第１号）

法：会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）

開始決定日：令和７年５月15日（「開始決定日」という場合がある。）

管財人：更生会社管財人山本幸治

優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

一般更生債権：更生債権のうち、優先的更生債権及び約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、更生会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法99条１項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。）を除いた債権

元本等更生債権：確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日の前日までの利息及び損害金の請求権

開始後利息等：開始決定日後の利息及び損害金

延滞金等：延滞金、延滞税及び利子税

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　業務及び財産の状況（省略）

第３章　更生計画案の基本方針と骨子（省略）

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

第１　不動産にかかる更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、別表５【更生担保権弁済計画表】記載の更生担保権のうち、別表11―１【担保目的物一覧表（不動産）】記載の不動産を後記⑴の方法により売却し、売却代金受領日から１か月以内に、後記⑵の方法により弁済する。

⑴　担保不動産の売却

管財人は、管財人が提示する売却条件にしたがって買い受ける旨を表明した買受候補者の中で、更生計画認可決定日から１週間を経過する日までに最高の買受希望価格を提示した者に対して、裁判所の許可を得て、担保不動産を売却する。

⑵　弁済額及び弁済方法

ア　管財人は、不動産売却代金（消費税を除く。以下同じ。）から下記の更生手続費用及び売主負担の諸費用等を控除した金額（以下「実質売却価格」という。）を算定する。

記

㋐　売主負担の仲介手数料

㋑　売主負担の測量費用

㋒　売主負担の契約書印紙代、領収証印紙代

㋓　売主負担の登記手続費用

㋔　前記各費用に対する売主負担の消費税相当額

㋕　担保不動産売却にあたり更生会社が負担することになる費用等の補填として、不動産売却代金の10％相当額

イ　管財人は、売却代金受領日から１か月以内に実質売却価格を一括して弁済する。実質売却価格と確定更生担保権額（不動産）との差額（以下「担保不足額」という。）については、一般更生債権に準じて扱うものとし、他の確定一般更生債権と担保不足額を合算して、後記第３節、第２の定めを適用する。

但し、管財人は、実質売却価格が確定更生担保権額（不動産）を上回った場合は、前記期間内に確定更生担保権額（不動産）を一括して弁済し、確定更生担保権額（不動産）を上回る金額（余剰金額）については弁済しない。

第２　リースにかかる更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額（リース）を、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権

第１　租税等の請求権

１　届出債権額（省略）

２　権利の変更

⑴　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（中略）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（中略）については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を受ける。

⑵　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）までの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑶　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑷　前記⑴及び⑵については更生計画認可決定日に、前記⑶については完納時に、各免除を受ける。但し、前記⑴について徴収権者の同意を更生計画認可決定日以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

３　納付方法

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち「納付額」欄記載の債権について、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。

４　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が記載されたものとみなして、前記１乃至３の定めを適用する。

第２　労働債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

別表７【労働債権弁済計画表】の「弁済額」欄記載の金額について、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第３節　一般更生債権

第１　確定債権（省略）

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済金額及び弁済方法

元本等更生債権は、以下の区分にしたがって弁済率を乗じた額の合計額（別表８【一般更生債権弁済計画表】の「弁済額」欄記載の金額）について、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

元本等更生債権の額／弁済率

ア　10万円以下の部分／100％

イ　10万円を超える部分／16％

２　免除

元本等更生債権のうち弁済を行った後の残額及び開始後利息等については、弁済を行った日に全額免除を受ける。

第４節　約定劣後更生債権

第１　確定債権（省略）

第２　権利の変更

別表９【約定劣後更生債権表】記載の約定劣後更生債権は、更生計画認可決定日にその全額について免除を受ける。

第５節　権利変更と弁済・納付に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。

但し、管財人は、更生担保権者及び更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済することができる。振込手数料は、更生会社の負担とする。

また租税等の請求権の納付は、徴収権者の指定する場所・方法において行う。

弁済日が、銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　更生担保権及び更生債権の放棄、取下げの扱い

更生担保権及び更生債権の一部の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。

３　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたり、１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

４　債権譲渡等の取扱い等

更生手続開始決定日以降、更生担保権及び更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は移転の場合には、各権利者がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。

なお、前記第３節、第２の「10万円以下の部分」（アの部分）とは、一部譲渡又は一部移転の前の合計額のうち10万円以下の部分を称するものであるから、各権利者に各10万円以下を割り当てるものではない。

５　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済には、利息及び損害金を付さない。

６　弁済金の支払債務と更生会社保有の債権の相殺

管財人は、更生担保権者及び更生債権者に対して弁済期が到来済みの債権を有するときは、当該債権を自働債権、本更生計画に基づき負担する支払債務を受働債権として対当額にて相殺することができる。

７　弁済充当

更生債権に利息又は損害金を含む場合の充当は、損害金、利息、元本の順とし、別段の定めのない限り、同じ性質の債権は発生の古いものから順次充当する。

第５章　未確定更生担保権の措置等（省略）

第６章　担保権等の措置（省略）

第７章　弁済資金の調達方法（省略）

第８章　共益債権の弁済（省略）

第９章　会社の措置

第１節　株主の権利変更等

第１　資本金の額の減少等

１　資本金の額の減少

⑴　減少する資本金の額

2000万円（減少後の資本金の額2000万円）

⑵　資本金の額の減少の効力発生日

後記第３に定める更生計画認可決定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

２　欠損の填補

資本金の額の減少により増加した資本剰余金の額は、欠損の填補に充てるものとする。

第２　株式の取得、消却

１　株式の取得

更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数

後記⑵の取得時における自己株式を除く発行済株式の全て

⑵　更生会社が株式を取得する日

後記第３に定める更生計画認可決定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

⑶　取得の対価

無償

２　株式の消却

更生会社は、保有する自己株式全てを、後記第３に定める更生計画認可決定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日をもって消却する。

第３　募集株式の発行

１　払込みによる新株の発行

更生会社は、以下のとおり新たに払込みを受けて新株を発行する。

⑴　募集株式の種類等

普通株式

⑵　募集株式１株当たりの払込金額

２万5000円

⑶　募集株式の数

800株

⑷　払込期日

更生計画認可決定日とする。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更し、更生計画認可決定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。なお、募集株式の割当を受けた者は、払込の日から株主となる。

⑸　増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金　2000万円

増加する資本準備金　０円

⑹　募集株式の割当（省略）

２　その後の新株の発行

⑴　管財人は、裁判所の許可を得て、変更後の定款（後記第２節）に定める発行可能株式総数に満つるまで新株を発行することができる。

⑵　管財人は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数について変更後の定款をさらに変更した上で、前項の定めを超えて新株を発行することができる。

第４　剰余金の配当の制限

本更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。

第５　株式譲渡の制限

更生会社の株主総会は、会社法136条又は同137条１項の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に、管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第２節　定款の変更（省略）

第３節　役員の選任等

第１　役員の選任等

更生計画認可決定日現在の更生会社の代表取締役、取締役及び監査役は更生計画認可決定日をもって全て退任し、新しい代表取締役、取締役及び監査役は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定（以下「選任等」という。）する。

第２　役員の任期

管財人により選任等された代表取締役、取締役及び監査役の任期は、いずれも選任等の後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

役員の任期が満了したときは、裁判所の許可を得て管財人が選任等する。

第３　役員の補充又は増員

任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任等する。但し、変更又は補充により選任等された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任等された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

前記期間内に本更生手続が終結した場合には、前記第２節記載の変更後の定款及び会社法の規定による。

第４　報酬

取締役及び監査役の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第10章　その他必要的記載事項等（省略）

別表１乃至13（省略）

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画認可

記

1　縦覧開始の日　令和８年１月13日（縦覧期間２週間）

2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

3　縦覧場所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第４号

相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和８年３月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和７年12月５日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第６号

令和７年12月14日に執行する東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第36条の規定に基づき、公告する。

令和７年12月５日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

札幌市北区北十六条西四丁目二番二六号
株式会社サンサポートサービス
代表清算人　小関　雄作

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

札幌市白石区菊水元町四条一丁目四番三七号
株式会社笠原家具店
代表清算人　笠原　憲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

札幌市中央区北五条西二丁目五番地
株式会社アイロムＮＡ
代表清算人　犬飼　広明

解散公告

当社は、令和七年十月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

宮城県仙台市泉区松陵四丁目三三番の四号
有限会社ＫＧ総合ビルコンサルタント
清算人　倉金　敏夫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

宮城県気仙沼市岩月千岩田一六九番地一
株式会社アールテックホーム
代表清算人　尾形　正光

解散公告

当法人は、令和七年十一月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

宮城県登米市登米町寺池桜小路九六番地三
特定非営利活動法人奏海の杜
清算人　太齋　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

秋田県横手市朝日が丘二丁目五一三番地
有限会社スケット
清算人　中野　誠

解散公告

当社は、令和七年十一月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

福島県伊達市梁川町粟野字中通二〇番地一
栄久商事合同会社
清算人　白　梅

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

栃木県芳賀郡益子町大字小宅三五番地一
有限会社松山産業
清算人　黒﨑　清子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

埼玉県比企郡川島町大字中山一一三七番地二
有限会社坪内商事
清算人　坪内　淳二

解散公告

当社は、令和七年十一月十六日開催の株主総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都豊島区南池袋二丁目四五番二―二一〇九号

エコテック株式会社

代表清算人　樋口　信高

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人Ｖ紀尾井町ホールディング

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人Ｖ紀尾井町ホールディング

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都杉並区上高井戸一丁目二八番一九号

株式会社丈ノ家

代表清算人　大道　知行

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都江東区佐賀一丁目一番一二号

株式会社新泉ロジスティクス

代表清算人　鎮目　隆雄

解散公告

当社は、令和三年十月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目九番二二号

コノソラ株式会社

代表清算人　進藤　豊和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

ｅｎｕｆｌｏｗ株式会社

代表清算人　長井　崇行

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都品川区東五反田三丁目五番一九号

ＳＪマーケティング合同会社

清算人　松田　章良

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治生命館七階ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所内

Ｅｎｖｏｃｏｒｅ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　エドワード・エフ・レステリー三世

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号東京建物八重洲ビル

ＴＭＦ合同会社

代表清算人　ＴＭＦグループ合同会社

職務執行者　小林　大輔

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都調布市緑ケ丘二丁目二七番地一

有限会社三協電気工事

清算人　小泉　清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都多摩市落合一丁目四六番一号ココリア多摩センター七階　ＴＣＳＧ株式会社

代表清算人　市川　和貴

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号日比谷国際ビル一八階

弁護士法人中央総合法律事務所

連絡先　東京都千代田区内幸町二丁目二番三号日比谷国際ビル一八階

弁護士法人中央総合法律事務所

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都港区芝大門二丁目一一番一七号第二木内ビル三階

株式会社フォッピアーニジャパン

代表清算人　二宮　翔平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

特定目的会社グローバル外苑前

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都八王子市美山町一八三九―一三

株式会社サンオーンズ

代表清算人　後藤　佑佳

第12期決算公告

令和７年12月５日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング11階

ＴＭＦグループ内

Treasury Wine Estates Japan株式会社

代表取締役　李　楠

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	436,132
	固定資産	47,633
	合計	483,809
負債及び純資産の部	流動負債	199,475
	賞与引当金	6,275
	株主資本	284,333
	資本金	220,000
	利益剰余金	64,333
	その他利益剰余金	64,333
	（うち当期純利益）	(5,044)
	合計	483,809

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区大手町一丁目一番二号

法務２株式会社

代表清算人　川原　遼介

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

法務１株式会社

代表清算人　川原　遼介

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニュー

オータニガーデンコート一九階フィンポー

ト税理士法人内

有限会社天神開発

清算人　山下　順二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニュー

オータニガーデンコート一九階フィンポー

ト税理士法人内

カーサアスキー一〇一　有限会社ナスコ

清算人　新山日出子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都中央区銀座三丁目一一番一六号ＶＯ

ＲＴ銀座イースト六階　株式会社ＰＯＮＯ

代表清算人　湯田　竜司

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都中央区京橋二丁目一二番二号ＮＥＷ

ＳＸビル九階

ＬＣＤ株式会社

代表清算人　関野　恭兵

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

東京都中央区京橋二丁目一二番二号ＮＥＷ

ＳＸビル九階

ＬＣＩ株式会社

代表清算人　関野　恭兵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

神奈川県三浦郡葉山町木古庭一四七九

株式会社ティンガティンガハウス

代表清算人　鈴木　理央

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

横浜市旭区今宿西町一八五番地四七

株式会社寿

代表清算人　大城　恒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一―

一クロスゲート七階

Ｅｘｃｅｅｄ　Ａｇｒｏ　Ｊａｐａｎ株

式会社

代表清算人　木川　智之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

石川県七尾市橘町四三番地二

有限会社楠鮮魚店

代表清算人　楠　武

解散公告

当社は令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

山梨県南アルプス市六科一五八八番地

株式会社ＭＳ

代表清算人　清水　修史

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津二四九二番地一

クックデポ株式会社

代表清算人　鄒　積　人

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

長野県佐久市中込三五一三番地五

特定非営利活動法人佐久生活文化推進機構

代表清算人　柳澤　潔

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

岐阜県岐阜市平和通二丁目七番地

有限会社ピース

清算人　青木　弘昌

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

岐阜県岐阜市手力町一〇番四号

株式会社ユニック・ノムラ

代表清算人　野村　富江

第37期決算公告　令和７年11月19日

茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津1046番地

関東農産株式会社

代表取締役社長　石丸　弾

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	628
	固定資産	152
	合計	781
負債及び純資産の部	流動負債	198
	固定負債	5
	株主資本	577
	資本金	40
	利益剰余金	537
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	527
	（うち当期純利益）	(92)
	合計	781

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
静岡県沼津市岡宮一二六五番地の三
坂口屋興業株式会社
代表清算人　清　善巳

解散公告

当法人は、令和七年十一月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
名古屋市千種区四谷通二丁目一番地マスト
スクエア本山四谷通七〇三号
一般社団法人日本寄附支援センター
代表清算人　熊谷　考人

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
名古屋市瑞穂区川澄町四丁目一二番地の四
有限会社コヅカ
代表清算人　中川　隆

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
滋賀県彦根市大藪町五一〇番地の一三
有限会社エヴァ・クリエイション
清算人　髙倉　章悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪府吹田市千里山西四丁目二番二七号
株式会社安達工務店
代表清算人　安達　幸男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪府四條畷市田原台五丁目七番二―四号
Ever Consulting Japan合同会社
代表清算人　水永　将太

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪市西成区天下茶屋一丁目一番一六号三Ｆ
ＪＳＭＸ株式会社
代表清算人　川崎　翔

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪市西成区天下茶屋一―一―一六―三Ｆ
ＪＳ暁茶株式会社
代表清算人　朱　詩画

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪府羽曳野市大黒七八番地一
株式会社イワモト
代表清算人　岩本　洋朋

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
大阪市中央区本町四丁目六番二五―一一〇四号
ネットファームズ株式会社
代表清算人　西岡　修二

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
兵庫県尼崎市若王寺三丁目二六番五号
有限会社櫻木工務店
清算人　櫻木　静雄

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
山口県下関市彦島江の浦町九丁目七番八号
株式会社山根精肉店
代表清算人　山根　学

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
福岡県福岡市中央区天神二丁目二番一二号
Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ
リルステップ合同会社
清算人　小谷　卓也

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
福岡県福岡市博多区博多駅前一―二三―二
ＰａｒｋＦｒｏｎｔ博多駅前一丁目五Ｆ―Ｂ
株式会社Ａｔｔｒａｃｔｉｏｎ
代表清算人　齋藤　菜美

解散公告

当法人は、令和七年十月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
福岡県大野城市月の浦二丁目一六番一八号
一般社団法人地域活性化推進協議会
代表清算人　島田　文恵

解散公告

当法人は、令和七年十月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月五日
北九州市小倉北区魚町三丁目三番二〇号
特定非営利活動法人北九州タウンツーリズム
清算人　大内田佳介

第64期決算公告　令和７年11月26日
栃木県足利市問屋町1535―12
両毛丸善株式会社
代表取締役　河内　覚

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,453
	固定資産	11,481
	合計	21,934
負債及び純資産の部	流動負債	11,880
	固定負債	1,773
	株主資本	8,059
	資本金	420
	資本剰余金	7,639
	利益準備金	105
	その他利益剰余金	7,534
	（うち当期純利益）	(396)
	評価・換算差額等	222
	合計	21,934

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

福岡市博多区博多駅中央街五番一一号

美声株式会社

代表清算人　李　鑫

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

福岡市早良区城西三丁目一三―一六

日本瑞工株式会社

代表清算人　田　莉明

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

長崎県南松浦郡新上五島町網上郷六四七番地一五

株式会社遠山加工店

代表清算人　遠山　暢昭

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

長崎県雲仙市国見町神代丙一五五番地一

有限会社中溝産業

清算人　松本　幸子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

大分市二又町二丁目六番四四号

有限会社南大分コンタクト・レンズ

清算人　福沢　明美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

大分県日田市大山町西大山八四九二番地一

特定非営利活動法人ひたにわ

清算人　河津　勇成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

鹿児島市城山二丁目七番三号二階

株式会社Ｆｏｏｄ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ

代表清算人　西原　一将

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

新潟県五泉市村松乙一三五番地

医療法人社団笠原内科医院

代表清算人　笠原　経子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十一日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

大分市二又町二丁目六番四四号

医療法人福沢眼科

清算人　福澤　俊文

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月七日山形地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

山形県上山市葉山一六七九番地

宗教法人末廣灌不動明王

清算人　半田　稔

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

新潟県新潟市西蒲区和納二丁目三〇番一一号

医療法人社団広沢医院

清算人　**廣**澤　秀夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十一月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和七年十二月五日

岐阜県各務原市鵜沼古市場町二丁目二二五番地

農事組合法人各務原農園

清算人　河村　直治

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月四日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

三重県三重郡菰野町大字田口新田二二五三番地

眞願寺

清算人　村井　賢介

解散公告（第三回）

当公社は、令和七年十月二十七日神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目二番地一

湯河原町土地開発公社

代表清算人　冨士川　貢

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

石川県輪島市町野町金藏ノ部一二一番地

宗教法人正楽寺

清算人　梶原　秀了

第二十七期決算公告

令和七年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部	
資産の部計	一四、八三二、九〇八
負債及び正味財産の部	（単位・円）
負債の部計	一六、四七一、二五〇
正味財産の部計	△一、六三八、三四二
負債及び正味財産の部計	一四、八三二、九〇八

令和七年十二月五日

東京都港区新橋五―二三―七

特定非営利活動法人日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会　代表理事　植田　和男

公益信託八尾青少年育成いちょう基金第四十四期決算公告

一、事業概要

八尾市内における人間性豊かな青少年の育成活動に従事する団体・個人二件に対し、合計七十一万円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和七年九月三十日現在

資産合計	二、九一九、二〇七円
負債合計	〇円
正味信託財産	二、九一九、二〇七円

令和七年十二月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託八尾青少年育成いちょう基金

受託者　株式会社りそな銀行

第 45 期 決 算 公 告

令和７年11月19日　　栃木県さくら市上河戸1144番地

株式会社荒井食品

代表取締役社長　小林　　学

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	939	流動負債	550
固定資産	146	固定負債	133
		株主資本	390
		資本金	50
		利益剰余金	340
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	331
		（うち当期純損失）	(10)
		評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
資産合計	1,086	負債・純資産合計	1,086

第 12 期 決 算 公 告

令和７年12月５日　東京都港区南青山一丁目１番１号

株式会社デパート

代表取締役　東　孝之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	313	流動負債	70
固定資産	0	固定負債	49
		株主資本	194
		資本金	30
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	168
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	167
		（うち当期純損失）	(14)
		自己株式	△4
資産合計	**313**	**負債・純資産合計**	**313**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年12月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①和泉ハウス販売株式会社　②大阪府知事(4)45022　③代表取締役　伊丹泰司　④大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番18号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番18号　和泉ハウス販売株式会社　代表取締役　伊丹泰司

第 41 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
千葉県市川市堀之内３丁目18番20号
新日本設備株式会社
代表取締役　弦切　一夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	758,144
	固定資産	369,813
	資産合計	1,127,957
負純資産及び部	流動負債	268,421
	固定負債	252,868
	株主資本	606,668
	資本金	49,000
	利益剰余金	557,668
	利益準備金	12,250
	その他利益剰余金	545,418
	（うち当期純利益）	(28,111)
	負債・純資産合計	1,127,957

第 12 期決算公告

令和７年11月19日
埼玉県日高市大字高萩字北不動1864番地１
株式会社日高フレッシュ
代表取締役社長　戸田紳一郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	977
	固定資産	130
	合計	1,108
負純資産及び部	流動負債	584
	固定負債	15
	株主資本	508
	資本金	80
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	348
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	337
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	1,108

第 51 期決算公告

令和７年11月19日
群馬県伊勢崎市市場町二丁目1145番地
関東農産株式会社
代表取締役社長　八田　辰也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	209
	固定資産	223
	合計	432
負純資産及び部	流動負債	134
	固定負債	184
	株主資本	113
	資本金	70
	利益剰余金	43
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	42
	（うち当期純利益）	(27)
	合計	432

第 39 期決算公告

2025年12月５日
東京都大田区羽田空港一丁目７番１号
ＪＡＰＡＮ　ＡＶＩＡＴＩＯＮ　ＳＥＲＶＩＣＥ株式会社
代表取締役社長　長尾　伸樹

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	692,622
	固定資産	33,039
	合計	725,661
負純資産及び部	流動負債	132,199
	固定負債	53,125
	株主資本	539,361
	資本金	90,000
	利益剰余金	449,361
	利益準備金	2,900
	その他利益剰余金	446,461
	（うち当期純利益）	(83,121)
	評価・換算差額等	974
	合計	725,661

第 10 期 決 算 公 告

2025年12月５日
千葉県袖ケ浦市神納字向萩原2456番地２
木更津空港株式会社
代表取締役社長　北村東始扶

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20
	合計	20
負純資産及び部	流動負債	1,474
	株主資本	△ 1,453
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 2,453
	その他利益剰余金	△ 2,453
	（うち当期純損失）	(234)
	合計	20

第 10 期 決 算 公 告

2025年12月５日
千葉県袖ケ浦市神納字向萩原2456番地２
Tokyo Kisarazu Business Aviation Center株式会社
代表取締役社長　北村東始扶

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37
	合計	37
負純資産及び部	流動負債	1,474
	株主資本	△ 1,436
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 2,436
	その他利益剰余金	△ 2,436
	（うち当期純損失）	(234)
	合計	37

第150期決算公告　令和７年12月５日
東京都文京区大塚三丁目11番６号
大日本図書株式会社
取締役社長　中村　潤
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,418,479
	固定資産	5,717,573
	合計	10,136,052
負純資産及び部	流動負債	427,856
	固定負債	2,387,596
	株主資本	7,320,600
	資本金	90,000
	資本剰余金	8,183
	資本準備金	8,183
	利益剰余金	7,222,417
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	7,199,917
	（うち当期純損失）	(270,480)
	合計	10,136,052

第１期決算公告　2025年12月５日
東京都港区西新橋二丁目８番６号
ニューブリッジ10株式会社
代表取締役　沈　徳輔
貸借対照表の要旨（2024年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	641,719
	繰延資産	357,401
	合計	999,120
負純資産及び部	株主資本	999,120
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△880
	その他利益剰余金	△880
	（うち当期純損失）	(880)
	合計	999,120

第４期決算公告　令和７年12月５日
東京都渋谷区神宮前６―23―４
桑野ビル２階
株式会社ＶＥＳＳ　Ｌａｂｓ
代表取締役　藤森侃太郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,449
	固定資産	10,563
	合計	56,012
負純資産及び部	流動負債	18,870
	固定負債	6,561
	株主資本	30,581
	資本金	12,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	8,581
	その他利益剰余金	8,581
	（うち当期純利益）	(44,186)
	合計	56,012

第44期決算公告　令和７年12月５日
静岡県浜松市中央区有玉西町790番地の19
株式会社浜松電産
代表取締役　大野　健晃
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,798
	固定資産	91,389
	資産合計	209,188
負純資産及び部	流動負債	19,147
	（うち賞与引当金）	(5,582)
	固定負債	3,441
	退職給付引当金	3,441
	株主資本	186,600
	資本金	10,000
	利益剰余金	176,600
	その他利益剰余金	176,600
	（うち当期純損失）	(28,314)
	負債・純資産合計	209,188

第56期決算公告　2025年12月５日
岐阜県大垣市禾森町三丁目2063番地２
株式会社土屋Ｒ＆Ｃ
代表取締役社長　髙木　芳明
貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,576,631
	固定資産	660,582
	合計	2,237,214
負純資産及び部	流動負債	1,206,495
	固定負債	203,279
	株主資本	758,349
	資本金	80,000
	資本剰余金	200,000
	利益剰余金	478,349
	利益準備金	70,000
	その他利益剰余金	408,349
	（うち当期純利益）	(42,206)
	評価・換算差額等	69,089
	合計	2,237,214

第24期決算公告　2025年12月５日
岐阜県大垣市島里一丁目86番地
株式会社土屋産業
代表取締役社長　髙木　敏満
貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,523,537
	固定資産	3,873,422
	合計	5,396,960
負純資産及び部	流動負債	1,811,235
	固定負債	1,865,350
	株主資本	1,657,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,647,437
	利益準備金	3,801
	その他利益剰余金	1,643,636
	（うち当期純利益）	(224,277)
	評価・換算差額等	62,937
	合計	5,396,960

第26期決算公告
令和７年12月５日
大阪市城東区諏訪四丁目11番27号
株式会社光明住宅
代表取締役　天野　元良
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,661,094
	固定資産	93,394,273
	合計	135,055,367
負純資産及び部	流動負債	24,991,781
	固定負債	24,714,000
	株主資本	85,349,586
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	35,349,586
	その他利益剰余金	35,349,586
	（うち当期純利益）	(1,679,998)
	合計	135,055,367

決算公告　令和７年12月５日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目14番22号
株式会社グリーム
代表取締役　村田　志郎
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,110
	固定資産	499,123
	資産合計	515,233
負純資産及び部	流動負債	65,914
	固定負債	367,948
	負債合計	433,862
	株主資本	81,371
	資本金	3,000
	利益剰余金	78,371
	その他利益剰余金	78,371
	（うち当期純利益）	(14,823)
	純資産合計	81,371
	負債・純資産合計	515,233

第79期決算公告　2025年７月25日
愛知県豊橋市立花町26番地２
藤城建設株式会社
代表取締役　藤城　匡昭
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,846,474
	固定資産	2,568,456
	資産合計	4,414,931
負純資産及び部	流動負債	1,219,456
	固定負債	1,808,698
	負債合計	3,028,154
	株主資本	1,386,776
	資本金	49,500
	利益剰余金	1,337,276
	利益準備金	12,375
	その他利益剰余金	1,324,901
	（うち当期純利益）	(136,656)
	純資産合計	1,386,776
	負債・純資産合計	4,414,931

第13期決算公告
令和７年12月５日
高知県高岡郡日高村本村209番地１
こうち・ひだかメガソーラー株式会社
代表取締役　松岡　一宏
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,205
	固定資産	150,759
	合計	244,964
負純資産及び部	流動負債	23,848
	固定負債	66,827
	株主資本	154,289
	資本金	131,000
	利益剰余金	23,289
	利益準備金	11,921
	その他利益剰余金	11,368
	（うち当期純利益）	(9,988)
	合計	244,964

第８期決算公告
令和７年12月５日
大阪市西区北堀江一丁目19番８号
株式会社ユーロスポルティフ
代表取締役　谷田　雅憲
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,596
	固定資産	6,192
	合計	42,789
負純資産及び部	流動負債	36,678
	固定負債	34,402
	株主資本	△28,290
	資本金	2,000
	利益剰余金	△30,290
	その他利益剰余金	△30,290
	（うち当期純利益）	(11,311)
	合計	42,789

第34期決算公告
令和７年12月５日
大阪市西区北堀江一丁目19番８号
ユーロモータース株式会社
代表取締役　谷田　雅憲
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	424,427
	固定資産	301,698
	合計	726,125
負純資産及び部	流動負債	365,124
	固定負債	733,339
	株主資本	△372,337
	資本金	30,000
	利益剰余金	△402,337
	その他利益剰余金	△402,337
	（うち当期純損失）	(92,372)
	合計	726,125

第 84 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日　　愛知県豊橋市駅前大通二丁目28番地

東海漬物株式会社

代表取締役社長　大羽　儀周

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,276	流動負債	5,052
固定資産	18,492	固定負債	1,631
		株主資本	23,472
		資本金	202
		資本剰余金	45
		資本準備金	45
		利益剰余金	23,224
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	23,174
		（うち当期純利益）	(614)
		評価・換算差額等	1,613
		その他有価証券評価差額金	1,613
資産合計	31,769	負債・純資産合計	31,769

第 76 期 決 算 公 告

令和７年 12 月４日

東京都豊島区巣鴨一丁目28番５号

戸部商事株式会社

代表取締役社長　戸部　浩介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,985,524	流動負債	2,690,202
固定資産	32,798,005	固定負債	8,035,229
		株主資本	27,058,097
		資本金	95,000
		資本剰余金	318,094
		資本準備金	323,053
		その他資本剰余金	△4,958
		利益剰余金	26,982,573
		利益準備金	8,400
		その他利益剰余金	26,974,173
		（うち当期純利益）	(990,101)
		自己株式	△337,570
資産合計	37,783,530	負債・純資産合計	37,783,530

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 12 月５日

東京都港区南青山四丁目21番26号

リュエル青山Ｃ棟Ｂ１細谷総合会計事務所内

ＫＩＣ春日部３特定目的会社

取締役　細谷晋一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	23,478	流動負債	28,271
その他資産	993	負債合計	28,271
流動資産	878	社員資本	△3,799
繰延資産	114	特定資本金	100
		優先資本金	—
		剰余金	△3,899
		当期未処理損失	3,899
		純資産合計	△3,799
資産合計	24,472	負債・純資産合計	24,472

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月31日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業費用	3,488
営業損失	3,488
営業外費用	346
経常損失	3,834
税引前当期純損失	3,834
法人税、住民税及び事業税	64
当期純損失	3,899

第 63 期決算公告

令和７年12月５日

福岡市博多区博多駅東三丁目６番18号

株式会社福山コンサルタント

代表取締役社長　栄徳　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,927,182
	固定資産	1,902,844
	資産合計	4,830,026
負純資産債及のび部	流動負債	1,037,836
	固定負債	27,897
	株主資本	3,754,430
	資本金	400,000
	資本剰余金	798,892
	利益剰余金	2,555,538
	利益準備金	68,913
	その他利益剰余金	2,486,625
	（うち当期純利益）	(560,833)
	評価・換算差額等	9,862
	負債・純資産合計	4,830,026

第 36 期 決 算 公 告

2025 年 11 月 21 日

東京都千代田区大手町１丁目４番２号

カフコジャパン投資株式会社

代表取締役社長　平野　智彦

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	6,504	流動負債	58
固定資産	5,034	固定負債	3
有形固定資産	0	負債合計	61
投資その他の資産	5,034	株主資本	11,478
		資本金	5,023
		利益剰余金	6,454
		利益準備金	334
		その他利益剰余金	6,120
		純資産合計	11,478
合計	11,539	合計	11,539

損益計算書の要旨

（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,756
販売費及び一般管理費	128
営業利益	6,628
営業外収益	11
営業外費用	0
経常利益	6,640
税引前当期純利益	6,640
法人税・住民税	713
当期純利益	5,926

第 51 期決算公告

令和７年11月19日

宮崎県東諸県郡国富町大字田尻字明久2067番地２

九州農産株式会社

代表取締役社長　梅元　寿敏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	751
	固定資産	568
	合計	1,320
負純資産債及のび部	流動負債	354
	固定負債	53
	株主資本	912
	資本金	90
	利益剰余金	822
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	799
	（うち当期純利益）	(66)
	合計	1,320

第 42 期 決 算 公 告

令和７年12月５日

埼玉県八潮市大字南後谷439番地５

草八興業株式会社

代表取締役　阿部　敏

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	110,638,832
	固定資産	4,880,787
	資産合計	115,519,619
負純資産債及のび部	流動負債	162,568,489
	固定負債	19,846,400
	株主資本	△66,895,270
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△78,895,270
	その他利益剰余金	△78,895,270
	（うち当期純損失）	(76,852,867)
	負債・純資産合計	115,519,619

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三〇〇万円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日

埼玉県八潮市大字南後谷四三九番地五

草八興業株式会社

代表取締役　阿部　敏

第 52 期決算公告

令和７年11月19日

鹿児島県曽於市末吉町深川字寺山原3670番地１

株式会社太陽漬物

代表取締役社長　寺田　知弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,037
	固定資産	475
	合計	2,513
負純資産債及のび部	流動負債	378
	固定負債	212
	株主資本	1,921
	資本金	90
	利益剰余金	1,831
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	1,809
	（うち当期純利益）	(118)
	合計	2,513

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千七百八十一万千九百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月五日

東京都杉並区荻窪五―一二―二

株式会社タックスナップ

代表取締役　田中　雄太

第３期決算公告

令和７年12月５日

東京都杉並区荻窪５―12―２

株式会社タックスナップ

代表取締役　田中　雄太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	205,831
	固定資産	30,485
	合計	236,317
負債及び純資産の部	流動負債	177,880
	固定負債	26,355
	株主資本	32,081
	資本金	145,568
	資本剰余金	144,568
	（資本準備金）	(144,568)
	利益剰余金	△258,056
	（その他利益剰余金）	(△258,056)
	合計	236,317

㈱　当期純損失　189,390千円

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三千万円、資本準備金の額を金二千万円減少し、それぞれ金一千万円、金〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月五日

神奈川県横浜市港南区港南台三丁目４番１号

株式会社Ｆｏｒｍ

代表取締役　石野　秀彰

第６期決算公告

令和７年12月５日

神奈川県横浜市港南区港南台三丁目４番１号

株式会社Ｆｏｒｍ

代表取締役　石野　秀彰

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	80,934
	固定資産	14,490
	資産合計	95,425
負債及び純資産の部	流動負債	53,897
	固定負債	47,500
	負債合計	101,397
	株主資本	△5,972
	資本金	20,000
	利益剰余金	△25,972
	その他利益剰余金	△25,972
	（うち当期純損失）	(10,970)
	純資産合計	△5,972
	負債・純資産合計	95,425

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百八十四万百五十五円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月五日

東京都新宿区神楽坂一丁目一二番六号

株式会社コラゾン

代表取締役　大村　智則

第24期決算公告

令和７年12月５日

東京都新宿区神楽坂一丁目12番６号

株式会社コラゾン

代表取締役　大村　智則

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	572,921
	固定資産	43,864
	資産合計	616,786
負債及び純資産の部	流動負債	77,095
	固定負債	539,088
	負債合計	616,183
	株主資本	603
	資本金	23,840
	利益剰余金	△14,578
	その他利益剰余金	△14,578
	（うち当期純利益）	(128,015)
	自己株式	△8,659
	純資産合計	603
	負債・純資産合計	616,786

第20期決算公告

令和７年11月17日

鹿児島市鴨池新町６番６号

南国システムサービス株式会社

代表取締役　郷原　知展

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	556,337
	固定資産	287,747
	合計	844,084
負債及び純資産の部	流動負債	211,679
	固定負債	178,171
	株主資本	454,234
	資本金	50,000
	利益剰余金	404,234
	利益準備金	6,350
	その他利益剰余金	397,884
	（うち当期純利益）	(88,110)
	合計	844,084

第10期決算公告

令和７年12月５日

東京都港区六本木６丁目２番31号

六本木ヒルズノースタワー７階

Telit Wireless Solutions Japan 株式会社

代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	58,366
	固定資産	25,506
	合計	83,872
負債及び純資産の部	流動負債	45,879
	株主資本	37,992
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,992
	その他利益剰余金	27,992
	（うち当期純損失）	(2,851)
	合計	83,872

第２期決算公告

令和７年12月５日

東京都中央区新富一丁目８番２号

株式会社ＹＴＧＡＴＥ

代表取締役　髙橋祐太郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	490,233
	固定資産	125,202
	合計	615,435
負債及び純資産の部	流動負債	284,418
	固定負債	285,308
	株主資本	45,709
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	25,709
	その他利益剰余金	25,709
	（うち当期純利益）	(12,411)
	合計	615,435

第88期決算公告

令和７年12月５日

東京都目黒区目黒本町二丁目２番10号

日産合成工業株式会社

代表取締役　妹尾　雄

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,857
	固定資産	3,531
	合計	5,388
負債及び純資産の部	流動負債	1,241
	固定負債	2,818
	株主資本	1,328
	資本金	20
	利益剰余金	1,308
	その他利益剰余金	1,308
	（うち当期純利益）	(289)
	合計	5,388

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日

東京都江東区深川二丁目八番一九号

株式会社クイックサーブ

代表取締役　丹生　輝明

第22期決算公告

令和７年12月５日

東京都江東区深川二丁目８番19号

株式会社クイックサーブ

代表取締役　丹生　輝明

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	232,081
	固定資産	18,630
	合計	250,711
負債及び純資産の部	流動負債	83,690
	固定負債	68,040
	株主資本	98,981
	資本金	70,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	8,981
	その他利益剰余金	8,981
	（うち当期純利益）	(17,471)
	合計	250,711

第 54 期決算公告　令和７年12月５日
山梨県甲府市国母一丁目22番28号
株式会社丸福青果市場
代表取締役　荻原　　力
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,311
	固定資産	3,702
	資産合計	**6,014**
負純資産及び部	流動負債	16,888
	固定負債	60,384
	負債合計	**77,272**
	株主資本	△ 71,258
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 83,258
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 84,258
	（うち当期純利益）	(3,394)
	純資産合計	**△ 71,258**
	負債・純資産合計	**6,014**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日であり、株主総会の決議は、令和七年十月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日
山梨県甲府市国母一丁目二二番二八号
株式会社丸福青果市場
代表取締役　荻原　力

第 75 期決算公告　令和７年12月５日
東京都千代田区東神田二丁目10番17号
株式会社ミイレー
代表取締役　落合　朱寛
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	213,024
	固定資産	186,687
	合計	**399,711**
負純資産及び部	流動負債	114,209
	固定負債	158,268
	株主資本	127,234
	資本金	30,000
	利益剰余金	99,253
	利益準備金	6,890
	その他利益剰余金	92,363
	（うち当期純利益）	(2,620)
	自己株式	△2,019
	合計	**399,711**

第 59 期決算公告　令和７年12月５日
岐阜県関市宝山町62番地
株式会社長沼水道工業所
代表取締役　長沼　岳史
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,951
	固定資産	87,668
	合計	**318,619**
負純資産及び部	流動負債	50,428
	固定負債	36,270
	株主資本	231,921
	資本金	46,000
	資本剰余金	26,000
	資本準備金	26,000
	利益剰余金	159,921
	利益準備金	1,280
	その他利益剰余金	158,641
	（うち当期純利益）	(1,705)
	合計	**318,619**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し四千百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日
岐阜県関市宝山町六二番地
株式会社長沼水道工業所
代表取締役　長沼　岳史

第 70 期決算公告　令和７年12月５日
東京都千代田区神田錦町一丁目14番地11
株式会社京王自動車学校
代表取締役　戸田　　学
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284
	固定資産	92,164
	合計	**92,448**
負純資産及び部	流動負債	4,970
	固定負債	14,282
	株主資本	73,196
	資本金	48,000
	利益剰余金	25,196
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	13,196
	（うち当期純損失）	(5,106)
	合計	**92,448**

第 12 期決算公告
令和７年12月５日
名古屋市名東区藤森二丁目72番地の４
株式会社プラスト
代表取締役　中田　昌志
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	141,433
	固定資産	48,672
	合計	**190,105**
負純資産及び部	流動負債	20,138
	固定負債	128,688
	株主資本	41,278
	資本金	15,000
	利益剰余金	26,278
	その他利益剰余金	26,278
	（うち当期純利益）	(4,527)
	合計	**190,105**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日
名古屋市名東区藤森二丁目七二番地の四
株式会社プラスト
代表取締役　中田　昌志

第 49 期決算公告　令和７年12月５日
東京都江東区東雲二丁目５番７号
株式会社スタジオ・エス
代表取締役　戸田　　学
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,894
	固定資産	8,822
	合計	**27,717**
負純資産及び部	流動負債	14,219
	固定負債	105,263
	株主資本	△91,765
	資本金	10,000
	利益剰余金	△101,765
	その他利益剰余金	△101,765
	（うち当期純損失）	(6,999)
	合計	**27,717**

第 39 期決算公告　令和７年12月５日
大阪市生野区鶴橋４丁目９番19号
双和運送株式会社
代表取締役　藤原　典裕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,217
	固定資産	5,112
	資産合計	**93,329**
負純資産及び部	流動負債	13,973
	固定負債	155,975
	負債合計	**169,948**
	株主資本	△ 76,618
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 126,618
	利益準備金	1,290
	その他利益剰余金	△ 127,908
	（うち当期純損失）	(2,325)
	純資産合計	**△ 76,618**
	負債・純資産合計	**93,329**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日
大阪市生野区鶴橋四丁目九番一九号
双和運送株式会社
代表取締役　藤原　典裕

第 49 期決算公告
令和７年８月８日
栃木県さくら市押上1065番地
佐藤建設工業株式会社
代表取締役社長　佐藤　俊之
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	925,001
	固定資産	270,980
	合計	**1,195,981**
負純資産及び部	流動負債	452,013
	株主資本	743,967
	資本金	30,000
	利益剰余金	713,967
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	706,467
	（うち当期純利益）	(9,194)
	合計	**1,195,981**

決　算　公　告

令和７年12月５日

東京都中央区銀座六丁目10番１号

ベリントシステムズジャパン株式会社

代表取締役　古賀　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	941,461
	固定資産	158,516
	資産合計	**1,099,977**
負債及び純資産の部	流動負債	943,672
	賞与引当金	7,633
	有給休暇引当金	18,244
	コミッション引当金	22,615
	固定負債	93,919
	退職給与引当金	93,210
	負債合計	**1,037,592**
	株主資本	△166,233
	資本金	12,000
	資本剰余金	8,286
	利益剰余金	△186,520
	繰越利益剰余金	△186,520
	（うち当期純利益）	(29,058)
	親会社譲渡制限付ストックユニット	228,618
	純資産合計	**62,384**
	負債・純資産合計	**1,099,977**

第８期決算公告

令和７年12月５日

大阪市淀川区宮原一丁目19番32―405号

株式会社ポントブール

代表取締役　坂本　恵

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,590
	固定資産	49,939
	合計	**69,529**
負純資産の債及び部	流動負債	28,221
	固定負債	18,105
	株主資本	23,203
	資本金	300
	利益剰余金	22,903
	その他利益剰余金	22,903
	（うち当期純利益）	(8,150)
	合計	**69,529**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月五日

大阪市淀川区宮原一丁目一九番三二―四〇五号

（甲）株式会社ポントブール

代表取締役　坂本　恵

大阪市淀川区宮原一―一九―三二―四〇五号

（乙）有限会社ティエラ

代表取締役　坂本　恵

第12期決算公告

令和７年12月５日

千葉県流山市駒木台25番地の７

株式会社大友

代表取締役　大友　卓哉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	193
	固定資産	284
	繰延資産	0
	合計	**477**
負純資産の債及び部	流動負債	132
	固定負債	286
	株主資本	58
	資本金	5
	利益剰余金	53
	その他利益剰余金	53
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	**477**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月五日

千葉県流山市駒木台二五番地の七

（甲）株式会社大友

代表取締役　大友　卓哉

千葉県柏市豊四季二一七番地四〇

（乙）株式会社DEFENDER

代表取締役　大友　百恵

第87期決算公告

令和７年12月５日

大阪市中央区谷町五丁目３番17号

株式会社丸島アクアシステム

代表取締役　島岡　秀和

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,586,937
	固定資産	3,460,304
	資産合計	**15,047,241**
負債及び純資産の部	流動負債	6,723,652
	賞与引当金	414,367
	役員賞与引当金	21,390
	製品保証引当金	212,367
	その他	6,075,528
	固定負債	639,456
	役員退職慰労引当金	310,379
	その他	329,077
	負債合計	**7,363,108**
	株主資本	7,567,110
	資本金	100,000
	資本剰余金	467,715
	資本準備金	127,715
	その他資本剰余金	340,000
	利益剰余金	6,999,394
	利益準備金	110,000
	その他利益剰余金	6,889,394
	（うち当期純利益）	(1,029,829)
	評価・換算差額等	117,022
	その他有価証券評価差額金	117,022
	純資産合計	**7,684,132**
	負債・純資産合計	**15,047,241**

第44期決算公告　令和７年12月５日

東京都中央区八丁堀一丁目９番９号

株式会社新鮮組本部

代表取締役　飯田　武男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	625,548
	固定資産	1,885,748
	合計	**2,511,296**
負純資産の債及び部	流動負債	395,067
	固定負債	258,884
	株主資本	1,857,345
	資本金	100,000
	資本剰余金	210,000
	その他資本剰余金	210,000
	利益剰余金	1,655,918
	その他利益剰余金	1,655,918
	（うち当期純利益）	(341,485)
	自己株式	△108,573
	合計	**2,511,296**

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日

東京都中央区八丁堀一丁目九番九号

株式会社新鮮組本部

代表取締役　飯田　武男

第52期決算公告　令和７年12月５日

石川県河北郡津幡町字津幡ハ72番地

株式会社永島製作所

代表取締役　永島　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	557
	固定資産	1,603
	繰延資産	65
	合計	**2,226**
負純資産の債及び部	流動負債	1,733
	固定負債	614
	株主資本	△121
	資本金	60
	利益剰余金	△181
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	△188
	（うち当期純損失）	(41)
	合計	**2,226**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金属等の加工販売事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月五日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）ニュープリッジ１２株式会社

代表取締役　佐藤　隆司

石川県河北郡津幡町字津幡ハ七二番地

（乙）株式会社永島製作所

代表取締役　永島　剛

第70期決算公告

令和７年12月５日
大阪府堺市堺区旭ヶ丘南町一丁１番31号
阪南車体整備株式会社
代表取締役　堀内　邦彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,979
	固定資産	659,112
	繰延資産	199
	合計	766,291
負純資産の債及び部	流動負債	41,972
	固定負債	714,982
	株主資本	9,336
	資本金	10,000
	利益剰余金	△663
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△3,163
	（うち当期純利益）	(7,026)
	合計	766,291

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙の計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月五日
大阪府堺市堺区旭ヶ丘南町一丁一番三一号
（甲）阪南車体整備株式会社
代表取締役　堀内　邦彦
大阪府和泉市緑ケ丘一丁目五番一六号
（乙）有限会社阪南サービス
代表取締役　堀内　邦彦

第23期決算公告

令和７年７月６日
栃木県さくら市押上1065番地
株式会社エステイエッチコーポレーション
代表取締役社長　重豊　美奈

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,011
	固定資産	27,030
	合計	77,042
負純資産の債及び部	流動負債	13,924
	固定負債	300
	株主資本	62,817
	資本金	3,000
	利益剰余金	59,817
	利益準備金	59,817
	（うち当期純利益）	(14,660)
	合計	77,042

第11期決算公告

令和７年12月５日
東京都港区北青山三丁目５番10号
株式会社ＯｐｅｎＦａｓｈｉｏｎ
代表取締役　上田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,305
	固定資産	786
	合計	57,091
負純資産の債及び部	流動負債	75,870
	固定負債	160,000
	株主資本	△178,779
	資本金	30,000
	資本剰余金	185,150
	資本準備金	107,075
	その他資本剰余金	78,075
	利益剰余金	△393,929
	その他利益剰余金	△393,929
	（うち当期純利益）	(12,451)
	合計	57,091

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千九百五十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月五日
東京都港区北青山三丁目五番一〇号
株式会社ＯｐｅｎＦａｓｈｉｏｎ
代表取締役　上田　徹

第15期決算公告

2025年12月５日
東京都渋谷区恵比寿一丁目13番１号
株式会社サイヨウブ
代表取締役　土屋　範夫

貸借対照表の要旨
（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	300,324
	固定資産	8,461
	合計	308,785
負純資産の債及び部	流動負債	92,163
	株主資本	216,622
	資本金	8,000
	利益剰余金	208,622
	その他利益剰余金	208,622
	（うち当期純利益）	(101,771)
	合計	308,785

第72期決算公告

2025年12月５日　　岐阜県大垣市神田町二丁目55番地
ＴＳＵＣＨＩＹＡ株式会社
代表取締役社長　土屋　智義

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,105	流動負債	27,184
固定資産	25,244	完成工事補償引当金	26
有形固定資産	2,385	賞与引当金	142
無形固定資産	25	工事損失引当金	492
投資その他の資産	22,833	修繕引当金	83
繰延資産	40	その他	26,440
		固定負債	7,058
		役員退職慰労引当金	313
		退職給付引当金	788
		その他	5,956
		負債合計	34,243
		株主資本	18,987
		資本金	1,800
		利益剰余金	18,673
		利益準備金	450
		その他利益剰余金	18,223
		自己株式	△ 1,486
		評価・換算差額等	8,159
		その他有価証券評価差額金	8,159
		純資産合計	27,146
資産合計	61,389	負債・純資産合計	61,389

損益計算書の要旨
（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	79,532	経常利益	2,692
売上原価	72,925	特別利益	6
売上総利益	6,607	特別損失	161
販売費及び一般管理費	3,183	税引前当期純利益	2,537
営業利益	3,423	法人税、住民税及び事業税	1,311
営業外収益	524	法人税等調整額	△ 137
営業外費用	1,256	当期純利益	1,363

第27期決算公告

令和７年12月５日
大阪府大阪市中央区北浜東４番33号
株式会社バウエンジニアリング
代表取締役　佐々木　研

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	547,385	流動負債	13,575
固定資産	45,980	固定負債	11,184
		株主資本	549,579
		資本金	10,000
		利益剰余金	539,579
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	537,079
		（うち当期純損失）	(36,529)
		評価・換算差額等	19,027
		その他有価証券評価差額金	19,027
資産合計	593,365	負債・純資産合計	593,365

第48期決算公告

令和７年12月５日　東京都品川区西五反田三丁目７番10号
株式会社数理技研
代表取締役社長　小川　浩二

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	754,350	流動負債	150,042
固定資産	197,901	受注損失引当金	43,915
有形固定資産	95,764	固定負債	58,640
投資その他の資産	102,136	退職給付引当金	58,640
		株主資本	743,018
		資本金	100,000
		資本剰余金	79,200
		資本準備金	79,200
		利益剰余金	563,818
		利益準備金	7,310
		その他利益剰余金	556,508
		（うち当期純利益）	(131,380)
		新株予約権	550
資産合計	952,252	負債・純資産合計	952,252